主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理 由

上告理由は別紙の通りである。

上告理由第一点について、

上告人はその主張の和解については上告人の白紙委任状によって被上告人が依頼した阿久津弁護士が上告人の代理人となると同時にその時同席していないもの代理人を阿久津弁護士が同様白紙委任状によって被上告人の代理人に選しているが、正選して弁護士法第二五条第一号違反を論議していてもが、正選して本代の代理人とは、被控訴人、は田中介をの間をもしめ、被上告人(控訴人)は田中介をの間をのであり、に選任して本件和解の申立をなさしめ、被上告人(控訴人)は田中介をの間をのであり、との代理人とないと云うのであり右原との代理人とないと云うのであり右原と関係である。従二、五条第一号違反のおいては弁護士が同時に被上告人の代理人となができる。従二五条第一号違反のおいては弁護士が同時に被上告人の代理人となができる。従二五条第一号違反のおいては弁護士活力のである。は当時の判決があった後、最高裁判所の判決があった後、最高裁判所の判決があった後、最高裁判所の判決があった後、最高裁判所の対しているが、その見解を異にし前者は相対的有効説を採っているが、それをまつまでももには理由がないこと明らかである。

同第二点について、

又賃貸借に際し借家法の適用を排除する定めは通常の賃貸借においては脱法行為で無効であるが本件和解調書の賃貸借は一時の賃貸借であること原審の確定した事実であるから右借家法適用排除の定めは同法第六条に違反せず所論も亦理由がない。

よつて本件上告は理由がないからこれを棄却すべく民事訴訟法第四〇一条第九五 条第八九条に則つて主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 坂本収二 裁判官 西川力一 裁判官 渡辺門偉男)